タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	新得ハイヤー有限会社（法人番号４４６０１０２００５９３８）代表者石畑政俊	北海道上川郡新得町本通北１丁目４６番地	本社営業所	北海道上川郡新得町本通北１丁目４６番地	R4.12.28	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第5項　他2件	令和４年１１月１０日、長期未監査を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第5項）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者証の返納義務違反（タク特法第１６条第１項、第2項）	0	0
	以下余白									